

広島県病院事業管理規程第八号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

第一条 広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定職員の期末手当等）</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十五」とする。</p>	<p>（指定職員の期末手当等）</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十五」とする。</p>

第二条 広島県病院事業職員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定職員の期末手当等）</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の二十七」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十三・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の二十七」と</p>	<p>（指定職員の期末手当等）</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十三」と</p>

<p>2 (略)</p> <p>と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の十三・五」とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十五」とする。</p>
--	---

附 則

この規程中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。